

未使用の手形・小切手用紙の買戻しについて

政府・産業界・金融界が一丸となって取り組む「手形・小切手の全面的な電子化」対応の一環として、当金庫が発行した未使用の手形・小切手用紙について買戻しを実施いたしますので、下記のとおりご案内いたします。

お客さまにおかれましては、この機会にぜひ、電子的決済サービス等への早期切替えをご検討いただきますようお願いいたします。

記

買戻期間	2026年1月5日(月)～2026年6月30日(火)
対象物件	<p>多摩信用金庫が発行した現在使用可能な「手形帳(約束手形・為替手形)」「小切手帳」 ※なお、次の手形・小切手用紙は買戻し対象外となります。</p> <p>【対象外】</p> <p>①「多摩信用金庫」発行以外のもの (金融機関名称が多摩中央信用金庫・太平信用金庫・八王子信用金庫等)</p> <p>②届出事項変更前のもの (変更前の社判等が記載・押印されているもの等)</p> <p>③解約済みの口座(受付時に解約する場合を含む)にかかるもの</p> <p>④書き損じ等の毀損扱いとなっているもの</p>
買戻金額	未使用用紙1枚につき66円(税込み)
申込方法	<p>店頭で「手形・小切手の返還届(兼買戻依頼書)」をご用意いたしておりますので、必要事項をご記入のうえ、以下必要書類をご持参のうえ、お取引店窓口にお持ちください。</p> <p>① 未使用手形・小切手 ② 本人確認書類 ③ 届出印</p> <p>※「手形・小切手の返還届(兼買戻依頼書)」は当金庫HPからもダウンロードいただけます。 ※取引状況に応じて、記載以外の書類をご提示いただく場合がございます。</p>
買戻金の入金	申込日以降1週間を目安に、同一名義の当座預金口座にご入金いたします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●店頭申込(お取引店)のみのお取り扱いとさせていただきます。 ●買戻し後も引き続き当座預金口座はご利用いただけます。 ●経理処理についての詳細なお取扱いはお客さまの顧問税理士等にご確認ください

ご不明な点は、当金庫お取引店舗までお問い合わせください。